

年金業務の運営に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－ の結果に基づく勧告（平成30年12月25日）及びその対応の方向性の概要

第41回社会保障審議会年金事業管理部会
平成31年1月30日

資料3

	項目	主な行政評価局の調査結果	主な勧告の内容	対応の方向性
国民年金保険料の 的確な収納	20歳到達者に対する適用業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的に資格取得の届出を行っている者と職権適用を行っている者は同数程度。 ○ 20歳到達者の資格取得に係る届出を促すための業務の効果が十分に上がっておらず、年金事務所の業務負担も大きい状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳到達者について現在の適用の仕組み等を早期に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者のうち、第1号被保険者に該当する方に対し、届出勧奨を行うことなく、速やかに資格取得の手続きを実施する予定。
	国民年金保険料の収納対策の的確な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の収納対策は概ね着実に実施され、納付率は上昇傾向。一方で、納付率の向上に有効な口座振替を促進する取組は、効果が十分に上がっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 口座振替の利用促進を図る取組の強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本年金機構の次期中期目標に、口座振替の利用促進及び効果的な勧奨を実施する旨設定予定。
無年金者・低年金者の 発生抑制	免除等制度の的確な運用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料の法定免除の対象となる生活保護受給者の情報等を自治体からの確に得られなかったため、実施すべき免除勧奨・職権処理を実施できていない事例あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 的確な情報に基づく保険料免除審査等の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護情報の市町村から年金機構への提供依頼について、あらためて通知を发出予定。
	追納制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追納は納付義務のない保険料を納める任意の制度であるとして、追納勧奨が積極的に行われておらず、中期目標等においても特段の目標等を明示していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追納制度の利用促進に係る目標の設定、積極的な追納勧奨の奨励。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期中期目標に、追納制度のこれまでの対策の分析を行い、効果的・効率的な勧奨を実施する旨設定予定。
国民の信頼性の確保	所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年（後期高齢者医療の情報を利用）、平成25年（介護保険料の情報を利用）に全国の受給権者の生存確認等調査を実施して以来、同様の調査は未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な調査等、所在不明となった者を的確に把握するための方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所在不明者を把握することについて、費用対効果等を踏まえて実現可能な範囲で実施予定。
	国民の視点に立った年金業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 失業特例免除の申請時に、一度提出済みの離職票の添付をその後も義務付けている、納付順を誤った追納が一律に還付されているなど、国民視点に立ったサービスとなっていない事例あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2回目の失業特例免除申請時の添付書類省略。 ○ 納付順を誤った追納保険料の取扱いの見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の添付書類等を画像化したデータを確認することで、離職票等の提出を求めない取扱いとする予定。 ○ 追納順を誤った場合、還付せず充当できる取扱いとする予定。